

# 標準内航利用運送約款 (平成十八年国土交通省告示第三百六号)

目次

- 第一章 総則(第一条～第三条)
- 第二章 運送の引受け(第四条～第二十条)
- 第三章 運賃等(第二十一条～第二十二条)
- 第四章 責任(第二十三条～第二十七条)
- 第五章 附帯業務等(第二十八条～第三十条)
- 第六章 雜則(第三十一条～第三十六条)

## 第一章 総則

### (事業の種類等)

第一条 当社は、船舶運航事業者（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。））を經營する者をいう。）が行う貨物の国内運送又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国内運送に係る次の貨物利用運送事業を行う。

第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）

第二種貨物利用運送事業（同法同条第八項に規定する事業をいう。）

当社は、前項の事業に附帯する業務を行う。

### （定義）

第二条 この約款において「荷主」とは、荷送人又は荷受人をいう。  
この約款において「荷送人」とは、貨物について当社と運送契約を締結する者をいう。  
この約款において「荷送人等」とは、荷送人又は荷送人が指⽰する者をいう。  
この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者で、次に掲げるものをいう。  
船荷証券又は貨物引換証が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者  
前号の有価証券が発行されていない場合においては、書面又は口頭の如何を問わず、荷送人が当社に対して引渡しを指示する者  
この約款において「運送人等」とは、当社がその運送のために使用する船舶運航事業者及びその使用者（船員、下請人及び荷役業者を含む。）、貨物自動車運送事業者及びその使用者並びに貨物利用運送事業者及びその使用者をいう。  
この約款において「船員等」とは、運送人等のうち船舶運航事業者の使用者（船員、下請人及び荷役業者を含む。）をいう。

### （適用範囲）

第三条 この約款は、当社が第一条の規定に基づき行う業務に適用する。  
この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般的な慣習による。  
前二項の規定にかかわらず、当社が法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。

## 第二章 運送の引受け

### （運送の引受け）

第四条 当社は、当社がその運送のために利用する船舶運航事業者の使用船舶（以下「使用船舶」という。）の輸送能力の範囲内において、貨物の運送契約の申込みに応じる。  
当社は、荷送人等から明告された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷送人等から荷物を受け取り、荷送人等から明告された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷受人に對し当該貨物を引き渡す。ただし、当社と荷主との間で特に合意がある場合においては、当社は、当該合意に従う。  
当社は、荷送人等から明告された場所において、又は当社の指定する場所及び時間内に当社への貨物の引渡しが行われない場合においては、予定した船便に当該貨物を船積みすることに関する責めに任せない。  
当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。  
当社が第十四条の規定による措置をとった場合

### （貨物が次のいずれかに該当する場合）

イ 噴氣を發するもの、不潔なものその他運送人等又は荷主の指示により使用船舶に乗船し、若しくは自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する車両をいう。以下同じ。）に乗車する者（以下「便乗者」という。）に迷惑を及ぼすおそれのあるもの  
ロ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨董品その他の高価品  
ハ 銃砲、刀剣、爆発物、放射性物質その他運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器（自動車、コンテナ等貨物を使用船舶に積み込むために使用する一切の機器をいう。以下同じ。）又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

### （生動物）

三 荷送人等又は荷受人がこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

四 運送契約の申込みがこの約款と異なる運送条件によるものである場合

五 当該運送に際し、荷送人から特別な負担を求められた場合

六 ロールオン・ロールオフ船又は旅客フェリー（以下「ロールオン・ロールオフ船等」という。）を使用する自動車航送において、自動車が次のいずれかに該当するものである場合

イ 法令の規定に違反して運行されるもの  
ロ その積載貨物の積載方法が運送に不適当と認められるもの  
ハ 船高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの  
ニ 船積固縛するのに不適切な構造を有すると認められるもの  
ホ いからこまでに掲げるもののほか、運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は運送人等若しくは便乗者に迷惑を及ぼすおそれがあるもの  
七 その他正当な事由がある場合

### （貨物の内容の申告等）

第五条 荷送人は、貨物の種類、数量、状態、価額、電源接続等特別な取扱い、貨物の受取場所及び引渡し場所等の貨物の明細に関する事項のうち、当社が運送のために必要とする事項を契約締結前に当社に明告しなければならない。

2 荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当するものであるときは、あらかじめその旨を書面により明告しなければならない。

3 荷送人は、前二項の規定により明告した事項が事実と異ならないことを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を明告しなかったことは又は明告した事項が事実と異なることにより当社に発生する費用若しくは罰金の負担の責め又は賠償の責めに任じることとする。

4 当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を明告しなかったこと又は明告した事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5 当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が明告した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6 当社は、荷物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合においては、荷送人に對し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7 当社は、荷物が前条第四項第二号のいずれかに該当する疑いがある場合においては、荷主又は第三者の立会いのもとに、当該貨物の内容を点検することができる。

8 荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、前条第四項第二号イ又はハに掲げる貨物（以下「危険品等」という。）を積載することができない。

9 荷送人は、危険品等が運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任じることとする。

10 荷送人が、当社の書面による承諾を得ずに、危険品等又は自動車への積込みを行った場合において、危険品等が発見されたときは、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

11 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の惡意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

12 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の惡意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

13 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の惡意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

14 当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。

15 当社が第十四条の規定による措置をとった場合

（荷造等）

第十三条 荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、当社、運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷送人等は、賠償の責めに任じることとする。

16 荷送人が、当社の書面による承諾を得ずに、危険品等又は自動車への積込みを行った場合において、危険品等が発見されたときは、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

17 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の惡意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

18 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の惡意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

19 当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の惡意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、毀損等の損害について賠償の責めに任じない。

（車両及びコンテナの重量）

第六条 ロールオン・ロールオフ船等を使用する自動車航送において、自動車の車両総重量は、道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量を超えてはならない。

2 貨物が積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第五十六条の第四一項の規定に基づき指定された最大総重量を超えてはならない。

3 荷主は、前二項の規定に違反したことによって運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任じることとする。

（車両の構造）

第七条 荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船等を使用する自動車航送において、自動車が船積固縛するのに適切な構造を有するものであり、かつ、甲板積みでの運送が一般的慣習である場合に限り、甲板積みすることを保証することとする。自動車が船積固縛するのに不適切な構造を有していたために当社又は運送人等に損害を与えた場合には、荷主は、賠償の責めに任じることとする。

（貨物の甲板積み）

第八条 当社は、コンテナに積載された貨物については、荷主が特段の指示をしない限り、荷主に通告することなく、甲板積みすることができます。

2 当社は、コンテナに積載されていない貨物については、荷主の同意がある場合又は甲板積みでの運送が一般的慣習である場合に限り、甲板積みすることができる。

3 前二項の場合において、当社は、甲板積みされた貨物の滅失又は毀損による損害については、当社又は当社がその運送のために利用する船舶運航事業者に悪意若しくは過失がないことを証明できない場合においては、荷主は、賠償の責めに任じることとする。

（代替船送）

第十六条 予定した船便が利用できない場合であって、荷主の指図を待つ時間がないとき、当社の定めた期間内に荷主の指図がないときその他の正当な事由があるときにおいては、当社は、荷主の利益のために、当社が選定する運送方法及び条件により、陸揚港への転送、船積港への積戻しその他の適切な措置をとることができます。

（運送方法と経路）

第十七条 前三条に規定する措置のほか、運送の引受けに関する本章の他の規定に合致する範囲において、当社は、貨物の集配、受取、引渡し、保管、運送方法、運送経路又は積替に關して、選択の自由を留保する。

（引渡しの特例）

第十八条 荷受人が遅延なく貨物を受け取らない場合において生じた費用は、荷主の負担とする。

2 当社は、第四条第二項の規定にかかわらず、天災等の正当な事由が

### （違法船積品等）

第十条 当社は、禁制品、輸出若しくは輸入を禁止されている物品又は契約によらないで船積みされた貨物が発見された場合においては、直ちに当該貨物を荷揚げすることができる。

### （輸送機器）

第十二条 輸送機器は、貨物の一部みなす。

2 当社が所有又は使用する輸送機器を荷送人等又は荷受人に貸し出す場合において、当社と荷送人等が立ち会って当該輸送機器の点検を行った結果異状が認められないときは、当社は、当該輸送機器によって貨物に発生した損害について、賠償の責めに任じない。

3 荷送人等、荷受人又は第三者の惡意又は過失により、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任じることとする。

4 荷送人は、貨物の受領後あらかじめ定められた期間内に当社の指定する場所に当社から貸し出された輸送機器を返却することとする。荷受人が当該期間内に当該輸送機器の返却ができない場合には、当社は、荷主に対し、期間超過分に対する費用を請求することができる。

5 荷送人等が自ら所有し、又は当社以外の者から借り入れた輸送機器を使用する場合においては、当社は、当該輸送機器の瑕疵によって生じた貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

6 前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に對し、あらかじめ取扱方法を明告しなければならない。この場合において、当社は、当該取扱方法によっては、運送契約の申込みを拒否することができる。

### （冷凍機器）

第十二条 荷主は、貨物の種類、数量、状態、輸送機器、電源接続等特別な取扱いの有無等の區別に従って、所定の運賃及び附帯の費用を当社に支払うこととする。運賃には、特約がない限り、船積み、陸揚げに要する費用を含み、輸送機器への貨物の積卸しに要する費用を含まない。

2 荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、附帯の費用、立替金、碇泊料及び貨物の價格に応じ共通海損又は救助のために負担すべき金額（以下「運賃等」という。）を支払わなければならない。

3 当社と荷主との間にあらかじめ運賃等の支払いに關する合意がある場合には、当該合意による。

4 当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力又は当社若しくは運送人等（船員等を除く。）の惡意若しくは過失若しくは船員等の惡意若しくは重過失によって滅失若しくは賠償の責めに任じることを証明できなければならぬ。当社が既に当該貨物に係る運賃等を全部又は一部を受取している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

5 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは荷役人等の惡意若しくは過失による事由によって滅失した場合においては、運賃の全額を受取る。

6 当社は、運賃等の支払いを受けるため、裁判所の許可を得て貨物を競売することができる。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に對してこれを請求することができる。

7 前項の競売に要する費用は、荷主の負担とする。

### （留置権）

第十二条 当社は、運賃等の支払日が経過してもかかわらず、当該運賃等が支払われない場合においては、当該運賃等を全額収受するまでの間、当該運賃等に係る貨物を荷主の費用により留置することができる。

### （船便の利用の中止等）

第十四条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、予定した船便の利用の中止、使用船舶、発着日時、航路、寄港地、船積港若しくは陸揚港の変更又は貨物の種類等の制限の措置をとることができる。

一 気象又は海象が使用船舶の航行に危険を及ぼす場合